

## 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用基本計画」では、我が国をデジタル技術において強靱化させ、我が国経済を再起動するため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢が示された。

菅首相は、10月26日の臨時国会での所信表明演説において、「役所に行かずともあらゆる手続きができるようにするため、各省庁や地方自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進め、今後5年で自治体のシステムの統一・標準化を行う。そして、こうした改革を強力に実行していく司令塔となるデジタル庁を来年設立する」と表明したところである。

また、政府の第32次地方制度調査会は、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政のあり方等に関する答申」を提出し、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国に対し、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること
- 2 今後、情報システムの統一・標準化を行う際には、事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方自治体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じること
- 3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

東海市議会議長 田 中 雅 章